

がはかられたのである。「務」や「罰」などのように、古くから組み立てを変えている例もある。「点」は「點」の略体であるが、これも元来は組み立てを変えた上で「里」の部分が省略された形である。「峰」「略」などは、組み立ての上で両体あったものの一方が採用されたのである。

なお、かつての『漢字整理案』では、「護獲獲」などの「艹」,「宿」の中の「一」を、左部分の上まで広げる例があるが、字体表ではとりあげられなかった。また、往々にして「猛」や「塩」について、「盜」「盤」のように「皿」を左に延ばして書いた形を見受ける。これも一種の安定化であろうが、認められていない。「務」を「努」のような組み立てに書くこともある。「婺驚」などもあって字源的と言えるが、「霧」の場合には応用しがたい。これも認められていない。

(7) 部分的に省略された例

応應 芸藝 県縣 量疊

これらは、1点1画を減ずるというよりも、比較的複雑な構成をもつ字体の、あるまとまった部分を省略するものである。

すでに当用漢字表の131字の中にも、

旧(舊) 処(處) 独触(蜀) 画(畫) 余(餘) 号(號) 辺(邊) 医(醫)
 声(聲) 宝(寶) 点(點) 犧(犧) 読統(賣) 圧(壓) 穩隱(憲)
 墮隨髓(育) 圀(圍) 糸(絲) 虫(蟲)

などがある。残された部分にも多少の変形のある「画」「辺」の類があり、「炉」(爐)もこれに属するものであろう。また、省かれた部分も、「圧」の「𠂔」のように画の多いもの、「随」や「隱」の「エ」,「犧」の「𠂔」のように画の比較的少ないものもある。「読統」は今「貝」の省略と見たが、「売」(賣)も無関係ではない。「賣」と「賣」は本来別字であるがよく似た形であり、すでに「読統」も文部省の教科書体で「賣」の形をとっていた。「売」の「ル」は、おそらく変化の径路としては、「貝」の「ス」が「賣」の「ル」にひかれたものであろう。ともかく結果としては、「売読統」が同

じ形を持つことになっている。

さて、「芸」については、別に香草のウンが本来この字形を持つのとさし
さわるという点で非難がある。しかし、当用漢字の範囲内としては問題がな
い。表外字との間で同形の衝突が起こるものとしては、「体」(ホン、粗)
「姫」(シン、つつしむ)「豊」(レイ、礼)などがあるわけであるが、そ
れらは日常ほとんど目に触れることがないといってよいのに、「芸」(ウン)
は、芸香、芸草、芸閣、芸亭などと熟語も多く、目に触れる機会もまれでは
ないところに問題がある。「刺」(シ)を「刺」の形にして「刺」(ラツ、
はつらつ)と衝突させる案は、活字字体の協議会の案に出て、国語審議会で
採用されなかったが、「芸」(ゲイ)は現に世間で用いられているとして採
用されることになった。(中国では「藁」(ウン、あぶらな)の異体として
いる。)また、「云」が部分として用いられるのは、「雲(ウン)、曇(ドン)、
陰(イン)、魂(コン)、転(テン)、伝(デン)」これらは、まだすべて「ン」を
伴った音である点で、表音部分としての働きをもつとも言えようが、このほ
かに「会・絵」(カイ、エ)があり、また字体表ではないが一般に「職」(シ
ョク)、「簿」(ボ)などにも用いられようとしている。「芸」(ゲイ)もま
た、これらの仲間とすることができよう。

「梟」が「懸」に及んでいないのは不統一であるが、「懸」のほうがむし
ろ字画が込んでいて、「系」を省いた実例も古くは存するにかかわらず、略
体をとらなかったのは、「系」を省いた形が、活字設計上で「点」などのよ
うに安定させがたく、かつ、「懸」が比較的使用度が低いものと考えられた
ためである。

「独触」の虫を「濁」に及ぼさなかったのも、難点の一つとされる。それ
は幾分、「昼尽」の「尺」を「書」の場合に及ぼさなかったに似ている。

「書」や「濁」に関しては、字源の系統よりも、字体の不変更ということに
重みがかけられたのである。なお、「抛」が「処」と同じ形を部分に持つの
は、同一系統ではないのであるが、古くから、類似の字形として転用された

ものと見える。

「壘」は、従来一般に用いられていた形であるとは言えないが、「糸→糸」「蟲→虫」の類でもあり、また古く変化の固定した例として、「靄→雷」「曩→果」「彙→集」などがあるので、これに従ったのである。（「壘」の場合に「田」を一つにしては「里」と混同される可能性が多分にあるので、「撰」「洩」のほうにならった。）「蚕」（蠶）も、ほぼこれに準ずるものと見られる。

右のほか、この類にはいるべきものには、

与（與） 覽（覽） 条（條） 団（團） 価（價） 專（專）
 恵穂（恵） 蔵臈（藏） 擊（擊）

などがある。右のうち、「專」は、「博縛簿簿」の右部分と、単に1点の有無で分けられる。その間の誤解は起こらないと思われるが、点の有無が字体の正誤を決する唯一の手がかりになるとすると、少し窮屈に過ぎる観がある。

なお、「弍」は「貳」の「貝」を略した形と見ることができる。実は古い形に「弍」の「ニ」を「二」に替えたものがあるのであるが、今の「弍」は、「武」の「止」を「二」に替えた形で、最初に1画を加えている。この形は、昭和12年の『漢字字体整理案』に出ている以前には、字書の類には見えないようであるが、「貳」の形とともに、江戸時代からの実用字体であった。ここでは起源を論ずるのが目的ではないが、銀行その他、金額を表記する必要がある方面では、「貳」「貳」「弍」を、略し方の段階として、ある程度使い分けていたらしきものもあることを付記しておく。

(8) 部分的に別の形に変わった例

広廣 転轉

「弁」や「万」のように、1字全体の形として簡易な別の形を採用したものは、この(三)の8項目の中には入れられないようであるが、実際の例としてはあるのであるから、ここに合わせてあげておく。すなわち、

万（萬） 台（臺） 弁（辨辯瓣） 体（體）

「万」は古字、これは「勵」(勵)にも及ぼされた。「台」「弁」は同音字の転用である。「体」は、へんとつくりとの两部分が相伴って変わっているが、これも慣用の久しい略体字である。

1字を構成するあるまとまった部分が、字源的にはほとんど関係のない、別の形で置き換えられるようになったのが、「広」「転」の類である。「黄」は、「广」の中にある時に「ム」に置き換えられた。「拡鉞」もこれである。つくり用に用いられた「專」が「云」で置き換えられた。「転」のほかに「伝」がこれである。

「広」の場合は、多分、同じ「ひろし」の訓のある「弘」や「宏」の「ム」と関係づけられるものであろう。比較的近年の考案らしい。「ム」はまた、「佛拂」の「弗」に代わったが、「沸」や「費」の場合には及ぼされない。「沸」の場合は、従来「ム」を用いる慣習が普通にはなかったと認められたからである。「費」も同様であるが、同時に「食」は「員」の別体として存したからでもある。「私」は「公」とともにもともと「ム」であって、「ム」には音符の性格を認めることができない。

「云」は、「会絵」で「晉」の部分に代わった。近来は、「職」ひいて「織」の「戔」の部分、「簿」の「專」の部分に代えて用いられるが、字体表では「働」の部分略「仂」とともに、まだ認められるに至らなかった。

「メ」は、「區」において「品」に代わり、「氣」において「米」に代わった。「対」では「埜」が「夂」になった。これはもと「ヌ」にしたものに装飾が加わったのであろうが、新しいものではない。

「壹」の「豆」が「匕」に代わられ(おそらく「尽」の場合のような省筆形「𠂇」からの転化であろう。)
「歸」の「隹」は「リ」に、「黨」の「黑」は「ル」に、「鷄」の「奚」は「夫」に代わられた。「臨」「監」などの「臣」も、筆写の習慣では「リ」に略されるが、それは採用されていない。

上は、比較的単純の、符号的な形に置き換えられたものである。

礼(禮), 乱辞(亂辭), 称(稱), 献(獻), 遲(遲)等は、上のものほどには

簡単でないが、由来の古い別体である。「礼」は「万」と同様、古字である。

発麿(發), 関(關), 携(攜)や、また、顯湿(焜), 変恋変蛮灣(緜)などは、ある部分について簡略化したもので、前の(5)の例にも入れられるであろう。

庁(廳), 担胆(擔膽), 窃(竊), 鉄(鐵), 痴(癡) これらは、同音の別字で部分を替えたものである。「鉄」の「失」は、単独ではシツであるが、「迭」にはテツの音がある。「庁」の「丁」は「聽」に代わったものであるが、もちろん単独の「聽」には及ぼされない。「窃」「痴」等の形は、従来普通の活字にもあって、さきに(2)の例にもあげた。

「沢沢釈釈抉」の「尺」は、すべて「畢」に代わるものである。「釈」以外の字にシヤクの音はないが、元来「釋迦」等を「尺迦」等と略記した習慣に始まって、これらの同系に広く及んだのである。(ただし、当用漢字以外の字では、必ずしもこの略体を要しなかったらしく見える。)

「証」は「證」と、「浜」は「濱」と、本来は別音別義の別字である。しかし、これらが従来、略字正字の関係をもつようになっていたについては、音の観点があるものと考えられる。そして「浜」の場合は、意味上にも関係がつけられないものでない。(中国では「ウ」の下に「兵」があって、単独の「賓」もこれであるが、日本では「賓」には及ばない。)

「證」と同じ部分をもっていたものに、「燈澄」がある。その「燈」は、後の当用漢字補正案で「灯」の形をとることにした。「証」「灯」「澄」と、もと表音部として同じ「登」を持っていたものが、すべて別の形をとることになっているのは、従来略書の習慣が、そのように別々に固定していたからである。(これは中国でも同様である。)'澄'が旧形を維持しているのは、「沸」「濁」と同じ事情と考えてよい。

まえがきの〔使用上の注意事項〕

『当用漢字字体表』の「まえがき」には、〔備考〕のほかに、2か条の〔使